

## 有害性のリスクアセスメント等：濃度基準値設定物質

### 環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露を抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）については、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とする必要があります（2024年4月1日施行）。

濃度基準値設定物質の有害性のリスクアセスメント等（初期調査、ばく露の程度の把握、濃度基準値以下の確認測定、ばく露低減措置）の例を下記に示しました。

#### 濃度基準値設定物質の有害性のリスクアセスメント等の例

リスクアセスメント		備考
初期調査 (情報収集)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SDS (安全データシート)</li> <li>・ 作業状況、排換気設備の設置状況など</li> <li>・ ばく露の情報 (実測結果、推定結果)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害性を特定する</li> <li>・ ばく露の程度を把握するための情報を収集する</li> </ul>
ばく露の程度の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易測定等による実測ばく露濃度</li> <li>・ 類似作業等からの推定ばく露濃度</li> <li>・ 数理モデル (CREATE-SIMPLE 等) による推定ばく露濃度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ばく露の程度を把握する</li> <li>・ ばく露が濃度基準値の2分の1程度を超える場合は確認測定を実施する</li> </ul>
濃度基準値以下の確認測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人ばく露測定 (呼吸域)</li> <li>・ *技術上の指針に基づく確認測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呼吸域のばく露が濃度基準値以下であることを確認する</li> </ul>
ばく露低減措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>①代替物等の使用</li> <li>②発散源を密閉する設備、局所排気装置 全体換気装置の設置・稼働</li> <li>③作業方法の改善</li> <li>④有効な呼吸用保護具の使用</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①～④の順にばく露低減措置を検討し措置を講じる (※)</li> <li>・ 呼吸用保護具の使用は ①～③の措置が不十分な場合の最後の手段である</li> </ul>

※労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とし、さらに最小限度とすることを含めたばく露低減措置を検討し措置を講じる。

### kes サポート

課題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング</li> <li>◇数理モデル (CREATE-SIMPLE 等) による推定</li> </ul>
有害性のリスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇排・換気装置の検査・改善・設置</li> <li>◇呼吸用保護具のフィットテスト</li> </ul>
化学物質管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援</li> <li>◇労働衛生コンサルタント (労働衛生工学) による支援</li> </ul>

本社・関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270

株式会社 近畿エクスプレス

中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666